平成２７年（フ）第２０号
沖縄県名護市大北１丁目11番24―202号　宮城アパート
債務者　前田　正樹
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第２７号
福井県敦賀市平和町22番11―１号
債務者　川嵜　鈴子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第４６号
長野県伊那市西町6024番地　城南町市営住宅Ｂ棟201号
債務者　中川　正之
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第４８号
長野県駒ヶ根市赤須町10番18号　堀内アパート201
債務者　倉田美佐子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１８４号
神戸市西区玉津町居住142番地の１　１―706号
債務者　フォトグラフィ・デ・アール・ベルこと　柴田　幸司
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎743番地の２　レオパレス望101号
債務者　二見建設こと　二見　弘喜
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
神戸市西区玉津町高津橋214番地の１　バージニアヒルズＤ―１号、前住所兵庫県明石市魚住町清水2282番地の１　プレステージ明石西―105号
債務者　播間亘こと　張　　敏勝
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
兵庫県明石市松の内１丁目９番地の６　西明石ヤングパレスⅢ―305号
債務者　髙見　美博
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1297番地　県住２棟403号、前住所兵庫県明石市二見町東二見1312番地の１　ＥＡＳＴ　ＣＡＳＡ104号
債務者　藤本加保里（旧姓千葉・西海）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県たつの市龍野町堂本412番地１堂本マンション201号
債務者　梶井亜矢子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第８４号
広島県呉市広本町３丁目10番15号
債務者　石川　淳子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５７７号
神戸市灘区岩屋中町５丁目２番33号　万葉ハイツ灘402号
債務者　尾田　香名
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５１号
神戸市須磨区白川台６丁目４番地の33　藤マンション10号
債務者　間原　　実
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５９号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住13―517号、従前の住所神戸市長田区長田天神町５丁目６番19号　天神町ハイツ303号
債務者　嘉手納育子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６６号
神戸市東灘区西岡本３―１―23　メモリー岡本501、住民票上の住所神戸市垂水区星陵台４丁目３番45―902号
債務者　河野　　豊
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７３号
兵庫県三木市別所町近藤186番地の６　レオパレス夢人101号
債務者　平岡　一行（旧姓尾林）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部